

環境・まちづくり特別委員会 送付4-30

日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条
第1項の公聴会の開催を求める陳情

受付年月日 令和4年12月1日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2022年12月1日

千代田区議会議長 桜井 ただし様
環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様

日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情

陳情者：

陳情者住所

第1 陳情の趣旨

日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会を開催するように求めます。

第2 陳情の理由

1 都市計画決定手続への住民参加において、公開の場で住民が意見陳述の機会を持つ公聴会が重要であること

国土交通省「都市計画運用指針 第12版（令和4年4月1日一部改正）」（以下、「運用指針」といいます。）は、「今後の都市計画決定手続においては、これまで以上に都市計画決定手続における住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである」（運用指針339頁）としています。

都市計画決定手続への住民参加のために、都市計画法（以下、「法」という。）第16条第1項の定める「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置」（以下、「公聴会の開催等の措置」といいます。）を定めています。

運用指針では、法第16条第1項の公聴会の開催等の措置については、「これは、都市計画の案が作成された後の手続としての法第17条の縦覧及び意見書の提出とは別に、都市計画の案の作成の段階でも住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨である。特に、法第16条第1項において公聴会の開催を例示しているのは、住民の意見を反映させるための措置として、住民の公開の場での意見陳述の機会を確保するべきという趣旨であることに留意する必要がある」と、その趣旨を説明しています。そして、「都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会を更に拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を



除き、公聴会を開催すべきである」(運用指針339頁)としています。

このように法は、住民の公開の場での意見陳述の機会を確保するために公聴会を開催することを求めています。

2 住民に最も身近な都市計画である地区計画等の決定・変更でこそ公聴会を開催すべきであること

ところで、法第16条第2項は、住民に最も身近な都市計画である地区計画等(運用指針340頁)について、「意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする」と定めています。千代田区では、これまでの間、法第16条1項が「次項の規定による場合を除くほか」と定めていることから、地区計画等の都市計画決定手続において、同条第1項の公聴会の開催等の措置が講じず、それによって住民の公開の場での意見陳述の機会が失われ、住民参加の機会が確保されない状況が続いてきました。

しかし、住民に最も身近な地区計画等の都市計画決定手続に関してこそ、住民が主体的に参加することが重要です。地区計画等の決定・変更の場合でも、住民が公開の場で意見陳述する機会を確保するために法第16条第1項に基づく公聴会が開催されるべきです。

3 日テレ通りの地区計画等の決定・変更のプロセスが不透明であること

現在、日テレ通りの再開発では、日本テレビが都市計画提案制度を使って自社所有地を二番町地区計画から外すことによって地区計画の高さ制限を受けないようにするための動きが進んでいます。これは実質的には、二番町地区計画の変更ですから、本来は都市計画提案制度を使うのであれば二番町の権利者の3分の2以上の同意が必要です。ところが、日本テレビは、自社所有地だけを提案の対象にしているため、二番町の権利者の3分の2の同意はとっていません。千代田区は、日本テレビに対し、実質的に二番町地区計画を変更する提案なのだから対象地を二番町全体に変更するように行政指導すべきですが、このような指導を行うことなく、千代田区自らが二番町地区計画の変更を進めようとしています。この都市計画決定手続のプロセスは極めて不透明であり、住民の意見が反映されたものとは言えません。そこで、透明性を確保するためにも公開の場で住民が意見陳述する機会を確保する必要があります。

以上の次第で、日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会を開催するように求めます。

以上